

## 埼玉県川越比企地域医療構想調整会議地区部会要綱（案）

（令和 5 年 1 月 日坂戸保健所長決裁）

（令和 5 年 1 月 日東松山保健所長了解事項）

## （設置目的）

第 1 条 川越比企保健医療圏（構想区域）での医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 14 の規定に基づく埼玉県地域医療構想（以下「構想」という。）の達成を、地域の実情を踏まえて推進するため、埼玉県川越比企地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）に地区部会を設置する。

## （部会の構成）

第 2 条 地区部会は、川越地区部会、坂戸鶴ヶ島地区部会及び比企地区部会とし、所管区域は次の各号のとおりとする。

- (1) 川越地区部会は、川越市保健所の管轄区域を所管する。
- (2) 坂戸鶴ヶ島部会は、埼玉県坂戸保健所の管轄区域（ただし、鳩山町を除く。）を所管する。
- (3) 比企地区部会は、埼玉県東松山保健所の管轄区域（ただし、鳩山町を加える。）を所管する。

## （所掌事項）

第 3 条 地区部会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 各所管区域における構想の推進に係る協議に関すること
- (2) その他各所管区域内の実情に応じた必要な事項

## （協議事項）

第 4 条 地区部会では、前条各号に規定する各所管区域における構想の推進その他の必要な事項に係る協議として、調整会議の会長から各地区部会において協議すると指示のあった次の事項について、各地区の実情を踏まえて協議する。

- (1) 病床の機能分化・連携に関すること
- (2) 病床機能報告及び定量基準分析に関すること
- (3) 非稼働病棟に関すること
- (4) 病床整備に関すること
- (5) 病床機能の転換に関すること
- (6) その他別に定めること

## （組織）

第 5 条 各地区部会の委員（以下「地区部会委員」という。）は、原則として別表に掲

げる各地区部会ごとの調整会議の委員の中から、第8条で定める各地区部会事務局の長が地区部会の開催の都度選任する。

2 各地区部会事務局の長は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて各地区部会の調整会議の委員以外の者を地区部会委員として選任することができる。

(地区部会長及び副地区部会長)

第6条 各地区部会に、地区部会長を置き、また必要に応じて副地区部会長を置くこととし、地区部会長及び副地区部会長は、次の各号のとおりとする。

(1) 川越地区部会の地区部会長は川越市医師会長である地区部会委員とし、副地区部会長は必要がある場合に地区部会長の指名する者とする。

(2) 坂戸鶴ヶ島地区部会の地区部会長は坂戸鶴ヶ島医師会長である地区部会委員とし、副地区部会長は必要がある場合に地区部会長の指名する者とする。

(3) 比企地区部会の地区部会長は比企医師会長である地区部会委員とし、副地区部会長は必要がある場合に地区部会長の指名する者とする。

2 地区部会長は会務を総理し、地区部会を代表する。

3 副地区部会長は、地区部会長を補佐し、地区部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(地区部会)

第7条 地区部会は、地区部会長が招集し、その議長となる。

2 地区部会は、地区部会委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 地区部会の議事は、出席地区部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、地区部会長の決するところによる。

4 地区部会長は、第4条に規定する事項を協議するに当たって、必要な場合には、協議に必要な者（法人を含む。）を地区部会に参加させることができる。

(地区部会の庶務)

第8条 地区部会の庶務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 川越地区部会及び坂戸鶴ヶ島地区部会の庶務は、埼玉県坂戸保健所に設ける事務局において処理する。

(2) 比企地区部会の庶務は、埼玉県東松山保健所に設ける事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地区部会について必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年1月 日 から施行する。